

感染性廃棄物収集運搬・処理業務 仕様書

(2026 年 7 月)

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

1. 目的

本仕様書は、国立循環器病研究センター（以下、「当センター」という）が、当センターの感染性廃棄物収集運搬・処理業務（以下、「本件業務」という）の実施に関して、業務の確実な実施を確保するため、業務の詳細について定め、円滑な業務運営を図ることを目的とする。

2. 契約概要

（1）契約名称

感染性廃棄物収集運搬・処理業務 一式

（2）履行場所

国立循環器病研究センター内 感染性廃棄物保管場
(住所：大阪府吹田市岸部新町 6 番 1 号)

（3）契約期間

自 2027 年 4 月 1 日
至 2029 年 3 月 31 日

3. 業務内容

（1）処理対象物

マスク、手袋、コットン、注射針、ガラスくず、検体等、当センターにおいて排出される感染のおそれがあると判断されるものすべてとする。運搬・処分に至るまでの容器については、廃棄物処理法の基準に適合したうえで、当センターの仕様を満たすものを用意すること。

① 当センターの仕様

- ・プラスチック容器 20L
- ・プラスチック容器 50L
- ・段ボール箱 50L
- ・段ボール箱 80L

② 要件

- ・感染性廃棄物の専用容器で、バイオハザードのマークが付いていること。
- ・プラスチック容器は密閉式であること。
- ・プラスチック容器のフタは、パッキン処理が施されていること。
- ・容器とホルダーは合うものを納入すること。

A) プラスチック容器 20L (容器代は契約金額に含む)

当センター既存の株式会社関西通商製 プラスチック容器 20L 用のホルダー MD20RDFLKG に設置可能であり、当該ホルダー付属のペダルにて蓋の開閉ができる構造であること。

B) プラスチック容器 50L (容器代は契約金額に含む)

当センター既存の株式会社関西通商製 プラスチック容器 50L 用のホルダー EKC50RDFLKGDT4 に設置可能であり、当該ホルダー付属のペダルにて蓋の開閉ができる構造であること。

C) 段ボール 50L (容器代は契約金額に含む)

当センター既存の株式会社関西通商製 段ボール容器 50L 用のホルダー NJ50FPRDFLKG に設置可能であり、当該ホルダー付属のペダルにて蓋の開閉ができる構造であること。

材質:外ライナーC5×中芯 160g×内ライナーC5 BF と同等かそれ以上のもの。

D) 段ボール 80L (容器代は契約金額に含む)

当センター既存の株式会社関西通商製 段ボール容器 80L 用のホルダー NJ80FTRDFLKG に設置可能であり、当該ホルダー付属のペダルにて蓋の開閉ができる構造であること。

材質:外ライナーC5×中芯 160g×内ライナーC5 BF と同等かそれ以上のもの。

(2) 搬出方法

- ①当センター保管庫より、当センター担当の職員が立ち会い・確認のうえ搬出し、速やかに計量証明書及び容器の個数を記載した用紙(別紙1)を提出すること。
- ③ 収集の頻度は、月曜日から土曜日までの週6日間、そのうち月曜日は午前と午後の2回の定期収集及び適宜当センターが依頼する不定期収集とする。不定期の収集要請が発生した場合は、当センター担当職員と日時を協議し、収集すること。年末年始等の長期休暇の場合も、当センター担当職員と協議のうえ、集積場所の集積容量を超過しないかつ長期保管とならないように適切な日程で収集できるよう調整すること。
- ③運搬するにあたって積替保管をしてはならない。

(3) 処理方法

- ①処分の安全性を図るため搬入先処理場の処理方法は、梱包された状態のまま熔融処理

または焼却処理に限るものとする。また、熔融炉・焼却炉は、大気汚染防止法・廃棄物処理法及び関係法規のダイオキシン排出規制に適合するものに限るものとする。

②検収業務の確保のため、中間処理場は近畿地方及び近畿地方隣接県に立地していることとする。

(4) マニフェスト・処理状況の確認

①契約書・本仕様書及び「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に定めるところによる。電子マニフェストによる運用であるため、対応できること。

②搬出にあたっては、事前に当センター担当職員から電子マニフェストの管理表の交付を受けること。

③収集運搬・処理が終了した後は、直ちに電子マニフェストによる報告を行うこと。

④処理状況の確認のために、当センターから処分までの経路・処分先について、同行することがあるため留意すること。また、処理状況に関する情報の提供を求められた際には、速やかに書面またはデータにより開示すること。

(5) 予定数量

プラスチック容器 20L： 24,200 個/2 年間

プラスチック容器 50L： 15,370 個/2 年間

段ボール箱 50L： 68,342 個/2 年間

段ボール箱 80L： 27,680 個/2 年間

4. その他

(1) 請負者は、本業務を本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等の関係法令に基づき適正に実施するものとする。

(2) この仕様書は作業の概要を示すものであるが、衛生管理並びに美観上等特に必要と認められる軽微な作業については、本書に定めのない事項についても契約金額の範囲内で実施するものとする。また、その他定めのない事項については、必要に応じて当センターと協議して定めること。

(3) 廃棄物の収集場所は、ごみ集積室であるが、収集運搬車の大きさによっては当センターの天井の高さ、通路の広さから集積場所に近づくことができない可能性があるため、必ず下見をすること。

(4) 収集運搬を行う車両等については、梱包容器が車両等より落下したり、悪臭が漏れたりするおそれのない構造を有するものとする。

(5) 当センターから処分までの経路・処分先については、確認のために同行することがある。その中で処分場・マニフェスト等に虚偽があった場合、契約不履行として処分

することもあるため留意すること。

(6) 委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報

ア 廃棄物の発生工程

当センターの病院内での医療行為等、及び研究所内での実験等を実施する過程で発生。

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

固形状または泥状、段ボール箱及びプラスチック容器入り。

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

腐敗の可能性あり、揮発性なし。

エ 混合等により生ずる支障

他の廃棄物と混合禁止。

オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

該当なし。

カ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合はその事項

該当なし。

キ その他取扱いの注意事項

該当なし。

＜別紙 1＞

感染性廃棄物 収集数量

年 月 日

マニフェストNo.

プラスチック容器	20L		箱
	50L		箱
段ボール容器	50L		箱
	80L		箱